

○白山市松任学習センター条例施行規則

平成17年2月1日

教育委員会規則第18号

(趣旨)

第1条 この規則は、白山市松任学習センター条例（平成17年白山市条例第96号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第2条 白山市松任学習センター（以下「センター」という。）の開館時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、白山市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の承認を得てこれを変更することができる。

2 前項ただし書の規定によるときは、その旨をセンターの入口に掲示するものとする。

(使用の許可)

第3条 条例第7条の規定により、使用許可を受けようとする者は、松任学習センター使用許可申請書（様式第1号）を指定管理者に提出しなければならない。使用許可事項の変更をしようとするときも同様とする。

2 前項の申請書は、使用しようとする日の1年前の日の属する月の初日から5日前までの間に提出しなければならない。ただし、指定管理者がやむを得ない理由があると認めたときは、この限りでない。

3 演劇、音楽会、映画その他これに類する集会等に使用しようとする者は、第1項の申請書にそのプログラム等を添付しなければならない。

4 指定管理者は、使用を許可したときは、松任学習センター使用許可書（様式第2号）を交付する。

5 前項の許可書の交付を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用の際にその使用許可書を受付に提示しなければならない。

(附属設備等の使用)

第4条 附属設備等を使用しようとするとき、又は特別の設備及び備付け以外の器具を使用しようとするときは、その使用しようとする附属設備等及び特

別設備の設置内容等を記載した仕様書を前条第1項の使用許可申請書に添えて申請しなければならない。

2 指定管理者は、前項の附属設備等の使用又は特別設備の設備等を許可したときは、その旨を前条第4項の使用許可書に記載するものとする。

(附属設備等の使用料)

第5条 条例第10条第3項の規定による附属設備等の使用料は、別表のとおりとする。

(使用料の減免)

第6条 条例第10条第4項の規定により、使用料の減免を受けようとする者は、松任学習センター使用料減免申請書(様式第3号)を許可申請書に添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は前項の申請書を受取り、減免の可否及び減免の額を決定したときは、使用許可書に減免額を付して当該申請者に交付する。

(使用料の還付)

第7条 条例第10条第5項ただし書の規定により、使用料の還付を受けようとする者は、松任学習センター使用料還付申請書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定により使用料を還付できる場合及びその額は、次のとおりとする。

(1) 管理上の都合により休館又は使用中止の措置等を講じたとき 全額

(2) 使用者が天災その他の自己の責めによらない理由によりセンターを使用できなくなった場合 既納の使用料の全額

(3) ホール使用者が使用日前3月までに使用の取消しを申請し、取消しの許可を受けた場合 既納の使用料の9割相当額

(4) ホール使用者が使用日前1月までに使用の取消しを申請し、取消しの許可を受けた場合 既納の使用料の7割相当額

(5) ホール以外の施設に使用者が使用日前1月までに使用の取消しを申請し、取消しの許可を受けた場合 既納の使用料の7割相当額

(6) ホール以外の施設の使用者が使用日前10日までに使用の取消しを申請し、取消しの許可を受けた場合 既納の使用料の5割相当額

(7) 前各号に掲げる割合にかかわらず、条例別表備考に係る冷暖房装置の使用料及びこの規則別表の附属設備等に係る使用料は、既納の使用料の全額

(使用者の遵守事項)

第8条 使用者は、使用に関し事前に指定管理者と必要な事項を打ち合わせなければならない。

2 使用者は、使用に係る規律を保持するため、会場責任者を定めなければならない。

3 使用者は、使用を終了し、又は中止したときは、直ちにセンターを原状に回復し、指定管理者に届け出て点検を受けなければならない。

4 使用者は、施設及び附属設備等を汚損し、破損し、又は滅失したときは、直ちにその旨を指定管理者に届け出なければならない。

5 使用者は、前各項に定めるもののほか、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 許可された以外の施設及び附属設備等を使用しないこと。

(2) 許可を受けないで、壁、柱等にはり紙、くぎ打ち等をしないこと。

(3) 許可を受けないで、物品の販売、寄附金の募集及び飲食物の提供等を行わないこと。

(4) 収容人員を超えて入室させないこと。

(5) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者の指示に従うこと。

(その他)

第9条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の松任市学習センター条例施行規則（平成14年松任市教育委員会規則第9号）の規定によりなされた手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成24年10月1日教委規則第4号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（令和元年8月28日教委規則第3号）

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

別表（第5条関係）

附属設備使用料

施設別	附属設備器具名	単位	使用料	摘要	
ホール	舞 台	1枚	100円	附属品を含む。	
	一 備	指揮者台	1台	100円	
		譜面台	1台	100円	
		司会者台	1台	200円	
		演台、花台	1式	520円	
		椅子	1脚	50円	
		机	1台	100円	
		持込器具	1式	3,140円	
	照 明 設 備	ボーダライト	1列	620円	
		ホリゾンライト	1列	1,570円	
		シーリングスポットライト	1組	1,250円	
		スポットライト(500W)	1台	100円	
		スポットライト(1,000W)	1台	200円	
		エリプソイダルスポットライト(750W)	1台	200円	
ピンスポットライト		1台	1,570円		
各種効果器具		1台	620円		
持込器具		1kw	100円		
音 響	マイクロホン	1本	310円		
	ワイヤレスマイクロホン	1チャンネル	1,040円		

設 備		ル		
	吊マイクロホン	1 式	5 2 0 円	装置のみ
	マイクスタンド	1 台	1 0 0 円	
	モニタースピーカー	1 系統	1 , 0 4 0 円	
	再生装置 (CDプレーヤー等)	1 式	1 , 0 4 0 円	
	拡声装置	1 式	1 , 5 7 0 円	
	各種効果器具	1 台	1 , 0 4 0 円	
	録音	1 式	1 , 5 7 0 円	
	持込器具	1 式	3 , 1 4 0 円	
	楽 器	グランドピアノ A	1 台	1 0 , 4 7 0 円
グランドピアノ B		1 台	3 , 1 4 0 円	調律料は含まない。
ラ 舞 イ 台 ブ 設 シ 備 ア 照 タ 明 一 設 備	仮設舞台	1 枚	1 0 0 円	
	演台	1 台	5 2 0 円	
	プロジェクター	1 式	1 0 , 4 7 0 円	
	持込器具	1 式	2 , 0 9 0 円	
	シーリングライト	1 組	1 , 2 5 0 円	
	スポットライト (500W)	1 台	1 0 0 円	
	スポットライト (1,000W)	1 台	2 0 0 円	
	ピンスポットライト	1 台	1 , 5 7 0 円	
	持込器具	1 kw	1 0 0 円	
	音 響 設 備	マイクロホン	1 本	3 1 0 円
ワイヤレスマイクロホン		1 チャンネル	1 , 0 4 0 円	
マイクスタンド		1 台	1 0 0 円	
モニタースピーカー		1 系統	1 , 0 4 0 円	
再生装置 (CDプレーヤー等)		1 式	1 , 0 4 0 円	

	拡声装置A	1式	7,850円	
	拡声装置B	1式	1,570円	
	録音	1式	1,570円	
	持込器具	1式	2,090円	
楽 器	グランドピアノC	1台	1,040円	調律料は含まない。

備考 条例別表の単位使用時間区分における使用をそれぞれ1回の使用とし、
超過又は繰り上げ時間が生じた場合は、条例別表備考3の規定を準用する。

様式第1号(第3条関係)

松任学習センター使用許可申請書

(宛先)指定管理者		年 月 日		
		住所 名称 代表者氏名 連絡先 電話番号	印	
次のとおり使用したいので申請します。				
行事の名称		内 容		
使用の日時	年 月 日(曜日)午 前 時 分~午 前 時 分 後 後 後 後			
予定人員	人	会場責任者名		
入場料金徴収の有無	徴収する (1人当たり 円)	徴収しない		
使用施設 及び使用料	<input type="checkbox"/> コンサートホール	円	<input type="checkbox"/> ライブシアター 円	
	<input type="checkbox"/> 第 1 楽 屋	円	<input type="checkbox"/> 研 修 室 (A) 円	
	<input type="checkbox"/> 第 2 楽 屋	円	<input type="checkbox"/> 研 修 室 (B) 円	
	<input type="checkbox"/> 第 3 楽 屋	円		円
	<input type="checkbox"/> 第 4 楽 屋	円	計	円
時間延長	円	入場料等割増	割 円	
冷暖房料	円	徴 収 額	円	
附属器具料	円	追 徴 額	円	
許可区分	許可・不許可	通 知	年 月 日 口答 電話 郵送	
許可条件	その他			
開始時間	午前 時 分 午後			

備考 太線枠内を記入してください。

様式第2号(第3条関係)

松任学習センター使用許可書

許可第	号	代表者氏名		
年	月	日付けの申請については、次のとおり許可する。		
年	月	日	指定管理者	㊟
許可条件	その他			

備考 使用の際は、必ずこの許可書を受付に提示してから使用してください。

様式第3号(第6条関係)

松任学習センター使用料減免申請書

年 月 日			
(宛先)白山市長			
		住 所	
		名 称	
		代表者氏名	㊟
		連 絡 先	
		電 話 番 号	
次のとおり使用料を減免されるよう申請します。			
行事の名称		内 容	
使用の日時	年 月 日(曜日)	午 前 後	時 分~午 前 後 時 分
使用室名			
許可番号	年 月 日	許可第	号
減免を受けようとする理由 (具体的に)			
使 用 料	円	減免を受けようとする額	円
決定使用料	円		

備考 太線枠内を記入してください。

様式第4号(第7条関係)

松任学習センター使用料還付申請書

年 月 日			
(宛先) 白山市長			
申請者 住 所			
氏 名			
⑩			
電 話			
次のとおり使用料を還付されるよう申請します。			
行事の名称		内 容	
使用の日時	年 月 日(曜日)	午 前 後	時 分~午 前 後 時 分
使用室名			
許可番号	年 月 日	許可第	号
還付を受けようとする理由 (具体的に)			
既納使用料	円	還付を受けようとする額	円
決定還付額	円		

備考 太線枠内を記入してください。

様式第1号（第3条関係）

様式第2号（第3条関係）

様式第3号（第6条関係）

様式第4号（第7条関係）